

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 1 日

指定通所介護事業所 管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

西 川 篤 史

令和6年度の事業所規模による区分の取扱いについて（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所介護事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成12年厚生省告示第19号及び平成27年厚生労働省告示第96号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）においてその具体的な取扱いについて示されているところです。令和6年度も引き続き事業を実施する事業所は、下記により、事業所規模区分が変更になるか御確認いただき、変更になる事業所におかれましては、必要書類を御提出ください。

なお、提出に際しては、別紙2「事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表」も併せて御確認ください。

記

1 事業所規模区分の確認【全事業所対象】

令和6年度の事業所規模については、令和5年度実績に基づき決定されるため、別紙1「平均利用延人員数を計算するにあたっての注意事項」をよく御理解いただいた上で、別添参考様式「令和6年度における通所介護費の算定区分の確認について」により平均利用延人員数を計算し、いずれの規模区分に該当するか必ず確認してください。

なお、計算にあたって、新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い（第2報等）により、短時間の「居宅訪問サービス」又は「電話による安否確認サービス」を提供し介護報酬を算定した場合（※）は、算定した区分の利用者数として算入してください。

※ 提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満）の場合は、サービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満の報酬区分）で算定する。

2 規模区分変更に係る必要書類の提出

「1 事業所規模区分の確認」の計算の結果

- ・規模区分に変更がない事業所は提出不要です。
- ・詳細は別紙2「事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表」を御参照ください。

(1) 提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式6-1）
- イ 事業所規模算出の計算根拠書類（当該通知に添付した参考様式等）

(2) 提出期限

令和6年3月15日（金曜日）必着（制度改正等の関係で、期限変更となる際は追ってご連絡します）

(3) 提出方法

ア 電子データの場合

以下 URL 又は二次元コードよりご提出ください。

※ペーパーレス推進の観点から、積極的にご活用いただけると幸いです。



<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/ef000006b275386cbd1507e31c6bfe2078ceebf8b017c1091673f57cff507a62>

イ 郵送の場合

以下宛先へ郵送して下さい。

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階

3 その他

提出に必要な書類については、東京都のホームページ（東京都介護サービス情報）よりダウンロードすることができます。

【通所介護】

- ・事業所規模による区分について

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 6 通所介護

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/6_tuukai.html



(担当)

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

電話：03-5320-4593（直通）